



日産婦医会第 331 号  
平成 22 年 2 月 10 日

厚生労働大臣  
長 妻 昭 殿

社団法人日本産婦人科医会  
会長 寺尾 俊彦



### 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度 に関する要望書

現在、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下、本制度）が 6 カ月の猶予期間をもって昨年 10 月から実施されています。日本産婦人科医会（以下、本会）会員の所属する機関の 85.6%が実施していることが本会の調査結果で判明いたしました。しかしながら、その実施状況を分析すると、本制度の実施にあたり 2 ヶ月間の現金収入が遅滞することで、多くの出産を取り扱う医療機関（以下、分娩機関）に多大な負担をかけていることが判明し、特に、分娩を中心に経営している機関においては、収入の大部分が分娩費であることにより、さらに大きな負担を強いられることが分かりました。これに伴い被保険者、保険者にも相応の負担を強いていると推察しております。

また、金融機関からの借入れが必要な分娩機関が 15%、経営困難（破綻）が心配な分娩機関が 15%あることも分かりました。

この 15 年間に分娩機関が 40%も減少し、地域によっては分娩機関がなくなり、お産難民が発生しているのはご存じの通りであります。本会といたしましては、全国の周産期医療を守るために分娩から撤退しないように会員に要請してまいりましたが、本制度開始による経営困難のため分娩から撤退を考慮せざるを得ない分娩機関が出てきたことは誠に遺憾であります。すなわち、国是とする少子化対策に暗い影を落としているにもかかわらず、猶予期間も終わる本年 4 月 1 日から全ての分娩機関で実施されようとしています。

大臣におかれましても、周産期医療の安定した供給体制の確保等に種々な対策を立てられておりますことは、本会といたしましても良く理解しており協力を惜しみませんが、この度は分娩機関の確保に努め、さらには周産期医療機関の数の増加と質の向上を目指す立場として、本制度に関する可及的速やかな改善をお願いしたいと思い、以下の要望をいたします。

### 要 望

1. 本制度による分娩機関の経済的負担軽減措置を早急を実施すること。すなわち現在の入金遅延問題を早急に改善すること。（参考:1）
2. 本制度導入により被保険者、保険者、分娩機関に過剰な負担がかからないよう配慮すること。（例えば、事務手続が煩雑になっている専用請求書等の使用を廃止し、分娩機関が分娩後、妊婦さんに交付する出産証明書や領収明細書等を利用する方法等に改めること。）

3. 分娩機関は様々な経済状態で運営されていることを想像することは難くない。すなわちこの制度による負荷のため借り入れを起さなければならないにも関わらず、借り入れできない分娩機関もある。したがって平成22年4月以降も、本制度実施を強制しないこと。
4. 産科医療補償制度における掛金を審査機関(国保連)から一括して直接運営組織((財)日本医療機能評価機構)に支払うこと。(参考2)
5. 出産育児一時金を55万円程度まで増額し、被保険者の出産前後の経済的な負担をさらに軽減する制度を整備すること。
6. 保険未加入の妊婦さんも対象とする制度を創設すること。  
この制度は、保険未加入者は対象外となっている。そこで少子化対策とするならば保険未加入の妊婦さんも対象とする制度を創設すべきであること。

参考1：入金遅延対策として以下のような方法が考えられる。

- (1) 保険者が分娩事実を早期に知り得ることのできる産科医療補償制度のシステムを利用する。産科医療補償制度はほぼ100%の加入率であり、掛金は分娩機関に支払われている。したがってこのシステムを利用し、分娩終了の有無をリアルタイムに確認し支払業務に結びつける。保険者・審査機関・運営組織((財)日本医療機能評価機構)はオンラインで結ぶことが可能であり、退院時に支払う分娩費用が42万円未満の場合は、分娩機関が妊産婦との間で差額清算する。
- (2) 被保険者が、事前に保険者からクーポン券等を入手しておき、分娩後分娩機関に提出する。分娩機関は、それを換金する。  
(これは現在の専用請求書等が不要となり事務量軽減にもなる。そして保険証確認等の作業も不要になる。)
- (3) 支払機関への請求書提出を月一回から、複数回にする。
- (4) 分娩機関と保険者との間に金融機関に介在させ、入金を早める。
- (5) 出産育児一時金は、分娩様式(正常・異常)に関わらず支払われるものであることより、異常分娩時に行われているレセプトとの突合作業を廃止し、正常分娩と同時期に支払う。

参考2：掛金直接払のメリットとして分娩機関側には①事務量の大幅な削減、②Webが利用できない機関であっても手数料不要(現在、分娩1件に500円徴収)となります。また、運営組織にとっては確実な掛金徴収が可能となり、さらに、妊婦・児側にとっては補償対象になった場合にもれなく補償が受けられます。以上、本制度に係わる3者ともにメリットが大きい仕組みとなる。